

# 記載例（農業）

印

※ 処 理 事 項	審 査	交 付	使用者番号 第99999号
			使用者証の有効期限は、原則、 令和6年3月31日までです。

省令第十六号の十六の様式

令和 年 月 日		免税軽油使用者証交付申請書 (その1)				
京都府 京都南府税事務所長 様 広域振興局長						
住所又は事務所若しくは 事業所所在地	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町					
業 種	農業等					
氏 名 又 は 名 称	京 都 太 郎					
この申請に应答する係 及び氏名並びに電話番号	同 上 (電話 075-414-4440)					
機 械 、 車 両 又 は 設 備 の 明 細	所 在 地	同 上	同 上	機械の所在地を記入して ください。		
	名 称	No.1 トラクター	No.2 コンバイン	No.	No.	No.
	所有者の氏名 又は名称	同 上	同 上	新規申請または機械の追加がある場合は、 カタログ・売買契約書等(なければ機械の写真) を添付してください。 有効期限内に機械の追加・変更があった場合 は別途「書換申請書」の提出が必要です。		
	型 式	クボタ GL-32	クボタ R1401			
	軸 馬 力	32PS	35PS			
	燃 焼 方 式	ディーゼル	ディーゼル			
	台 数	1	1			
用 途	耕耘	刈取				
年間見込所要数量	90 リットル	36 リットル	リットル	リットル	リットル	
年間見込所要数量 合 計	126 リットル					

## 記載要領

- この申請書は、新たに免税軽油使用者証の交付を申請する場合において、交付を受けようとする府税事務所長又は広域振興局長に1通提出すること。
- 「※処理事項」欄は、申請者において記載することを要しないこと。
- この申請に应答する係については、機械、車両又は設備について詳細に説明できる者を記載すること。
- 機械、車両又は設備の明細については、詳細に記載すること。
- 免税証の交付を申請する者が他の者の所有に係る機械、車両又は設備を使用している場合においては、これを証する書面を添付すること。
- 「型式」欄には、製作所名及び機械、車両又は設備の通常称されている型の名称を記載すること。
- 「免税軽油使用者証交付申請書(その2)」は、申請者の機械の台数に応じ使用すること。

# 記載例 (船舶)

印

※処理事項	審査	交付	使用者番号	第99999号
-------	----	----	-------	---------

使用者証の有効期限は、原則、令和6年3月31日または船舶検査証書の有効期間までです。

令和 年 月 日	免税軽油使用者証交付申請書 (その1)					
京都府 府税事務所長 様 中丹広域振興局長						
住所又は事務所若しくは事業所所在地	舞鶴市字浜2020番地					
業種	漁船以外の船舶					
氏名又は名称	免税 二郎					
この申請に应答する係及び氏名並びに電話番号	同上 (電話 0773-62-2502)					
機械、 車両又は 設備の 明細	所在地	舞鶴市青井	船舶の係留地を記入してください。			
	名称	No. 〇〇丸	No.	No.	No.	No.
	所有者の氏名又は名称	免税 二郎	新規申請または船舶の追加があった場合は、使用者証に記載されている検査証の有効期間を確認しますので、船舶検査証・船舶検査手帳を持参してください。 また、船の係留場所の地図(略図可)を添付してください。			
	型式	ヤマハ 6JER-DNZ				
	軸馬力	200PS				
	燃焼方式	ディーゼル				
	台数	1				
	用途	遊漁				
年間見込所要数量	520 リットル	リットル	リットル	リットル	リットル	
年間見込所要数量合計	520 リットル					

省令第十六号の十六の様式

## 記載要領

- この申請書は、新たに免税軽油使用者証の交付を申請する場合において、交付を受けようとする府税事務所長又は広域振興局長に1通提出すること。
- 「※処理事項」欄は、申請者において記載することを要しないこと。
- この申請に应答する係については、機械、車両又は設備について詳細に説明できる者を記載すること。
- 機械、車両又は設備の明細については、詳細に記載すること。
- 免税証の交付を申請する者が他の者の所有に係る機械、車両又は設備を使用している場合においては、これを証する書面を添付すること。
- 「型式」欄には、製作所名及び機械、車両又は設備の通常称されている型の名称を記載すること。
- 「免税軽油使用者証交付申請書(その2)」は、申請者の機械の台数に応じ使用すること。

# 記載例（その他）

※ 処 理 事 項	審 査	交 付	使用者番号 第99999号
	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block;">                     使用者証の有効期限は、原則、令和6年3月31日または認可期間までです。                 </div>		

令和 年 月 日 京都府 府税事務所長 様 山城広域振興局長	<h2 style="margin: 0;">免税軽油使用者証交付申請書</h2> <p style="margin: 0;">(その1)</p>
--------------------------------------	---

住所又は事務所若しくは事業所所在地	宇治市宇治若森7番地
業 種	鉱物等の掘採事業
氏 名 又 は 名 称	株式会社 免税砕石
この申請に应答する係及び氏名並びに電話番号	同 上 <span style="float: right;">(電話 0774-23-5402)</span>

**機械の所在地を記入してください。**

機 械 、 車 両 又 は 設 備 の 明 細	所 在 地	宇治市	同左	同左		
	名 称	No. パワーショベル	No. パワーショベル	No. パワーショベル	No.	No.
	所有者の氏名又は名称	同上	同上	同上		
	型 式	三菱 322B	コマツ PC220-8	コマツ PC220-8		
	軸 馬 力	155PS	170PS			
	燃 焼 方 式	ディーゼル	ディーゼル			
	台 数	1	1			
	用 途	鉱物掘削	鉱物掘削			
年間見込所要数量	12,000 <small>リットル</small>	12,000 <small>リットル</small>	7,200 <small>リットル</small>	<small>リットル</small>	<small>リットル</small>	
年間見込所要数量合 計	31,200 <small>リットル</small>					

**新規申請時には、別途添付資料が必要となります。**  
**詳しくは、管轄の府税事務所、広域振興局税務課又は府税出張所にお問い合わせください。**

### 記載要領

- 1 この申請書は、新たに免税軽油使用者証の交付を申請する場合において、交付を受けようとする府税事務所長又は広域振興局長に1通提出すること。
- 2 「※処理事項」欄は、申請者において記載することを要しないこと。
- 3 この申請に应答する係については、機械、車両又は設備について詳細に説明できる者を記載すること。
- 4 機械、車両又は設備の明細については、詳細に記載すること。
- 5 免税証の交付を申請する者が他の者の所有に係る機械、車両又は設備を使用している場合においては、これを証する書面を添付すること。
- 6 「型式」欄には、製作所名及び機械、車両又は設備の通常称されている型の名称を記載すること。
- 7 「免税軽油使用者証交付申請書（その2）」は、申請者の機械の台数に応じ使用すること。

省令第十六号の十六の様式